

大阪市告示第696号

大阪市環境影響評価条例（平成10年大阪市条例第29号）第30条第1項の規定により
対象事業等変更届出書の提出を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公
告する。

令和6年5月20日

大阪市長 横山英幸

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

大阪 I R 株式会社

(2) 代表者の氏名

代表取締役 エドワード・パウワーズ

代表取締役 高橋 豊典

(3) 主たる事務所の所在地

大阪市北区中之島三丁目3番23号

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業

(2) 種類

- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為を
伴う事業（施行区域の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。）
- ・自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第4項に規定する自
動車ターミナルの新設の事業（同時に駐車することのできる自動車の台数
が1,000台以上である駐車場等を設けるものに限る。）

(3) 規模

- ・計画地面積：約64.2ha（想定）
- ・駐車台数：約3,200台

3 対象事業実施予定区域

大阪市此花区

4 対象事業等変更届出書の提出を受けた日

令和6年5月7日

5 変更の内容及び変更理由

別紙のとおり

6 変更内容等に係る問合せ先

大阪市環境局環境管理部環境管理課

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 A T C ビル O ' s 棟南館5階

電話 06-6615-7938

(環境局環境管理部環境管理課)